

# 光市記者発表資料

令和4年5月25日

件名

光市危険空き家除却促進事業の実施について

内容

市では、老朽化などにより周辺的生活環境へ悪影響を及ぼしている管理不適切な空き家の早期除却（解体）を促進することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に、除却費用の一部を補助する危険空き家除却促進事業を下記のとおり実施します。

## 記

### 1 事業概要

別添「令和4年度光市危険空き家除却促進事業補助金（概要版）」参照

### 2 募集期間

令和4年6月1日（水）から令和4年10月28日（金）

※期間内であっても、予算額に達し次第受付を終了します。

### 3 募集件数

5件程度（先着順）

### 4 補助額

補助対象経費の3分の1（50万円を上限）

内容

### 5 事前相談

事前に相談（電話可）いただくことで、補助金の対象となる危険空き家の該当基準や、補助対象者の要件などをご説明します。

### 6 その他

（1）交付申請の手続きは、窓口へご持参ください。（メール、郵送不可）

（2）電話等での予約は受け付けません。

（3）詳細等については市ホームページに掲載しています。

問合せ

担当課 生活安全課 市民相談係

担当者 荒川 秀樹 小田 忠司 電話 0833-72-1452



## 光市危険空き家除却促進事業補助金交付制度 手続きの流れ

